

特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について 及び
特定変更記録事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について の制定について

1. 背景

令和元年5月24日に公布された道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）において、自動車検査証を電子化（ICカード化）するとともに、国土交通大臣が継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務（以下「特定記録等事務」という。）及び自動車検査証の変更記録に関する事務（以下「特定変更記録事務」という。）を委託する制度を創設することとしている。

特定記録等事務及び特定変更記録事務（以下「記録等事務」という。）の委託制度に係る手続きについて、令和4年5月より準備行為として紙面による委託申請を受け付けていたところであるが、令和5年1月よりオンラインによる申請の受付を開始することとしており、当該手続等を全国で統一させる必要があることからこれらの手続等の運用を定める。

2. 概要

記録等事務の委託を受けようとする場合の申請方法

- ① 令和5年1月4日以降に特定記録等事務の委託を受けようとする者は、最寄りの運輸支局長等に、特定変更記録事務の委託を受けようとする者はその事務を行う範囲を管轄する運輸支局長等に国土交通省が構築する「記録事務代行ポータルサイト」から当該申請情報を電子的に送信することによりオンライン申請することとする。
- ② 特定変更記録事務に係るオンライン申請にあたって複数の運輸支局長等に同時に申請する場合は、同ポータル上で申請先となるすべての運輸支局長等を指定して申請することとする。
- ③ 特定記録等事務及び特定変更記録事務を同時に申請する場合は、同ポータル上でいずれの事務も同時に選択して申請することとする。
- ④ 令和5年1月4日までにオンライン以外の方法で申請された手続きで完了に至っていないもの及び令和5年1月4日時点において「記録事務代行ポータルサイト」においてオンライン化していない手続きについては当分の間「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について（令和4年5月20日付け国自整第52号）」及び「特定変更記録事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について（令和4年5月20日付け国自情第46号）」によることとする。

3. スケジュール（予定）

発 出：令和4年12月下旬

施 行：令和5年 1月4日